

青森県報

号外第六十九号

令和五年
八月四日
(金曜日)

目次

○鳥獣保護区の指定の変更……………(自然保護課) ……一

公告

鳥獣保護区の指定の変更

次のとおり鳥獣保護区の指定を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第四項の規定により公告する。

なお、鳥獣保護区の指定の変更をしようとする区域の住民及び利害関係人は、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間に、知事に保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

令和五年八月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 名称

津軽白神湖鳥獣保護区

二 区域

中津軽郡西目屋村大字居森平地内津軽ダム本体堤体北端にある津軽ダム貯水用地境界標四号を起点とし、同点から西方に進み貯水用地を一周し、起点に至る標高二二六メートルの水平線内に囲まれた区域一円。（図面は別図一のとおり）

三 存続期間

平成二十三年十一月一日から令和十三年十月三十一日まで

四 保護に関する指針の案

1 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 指定目的

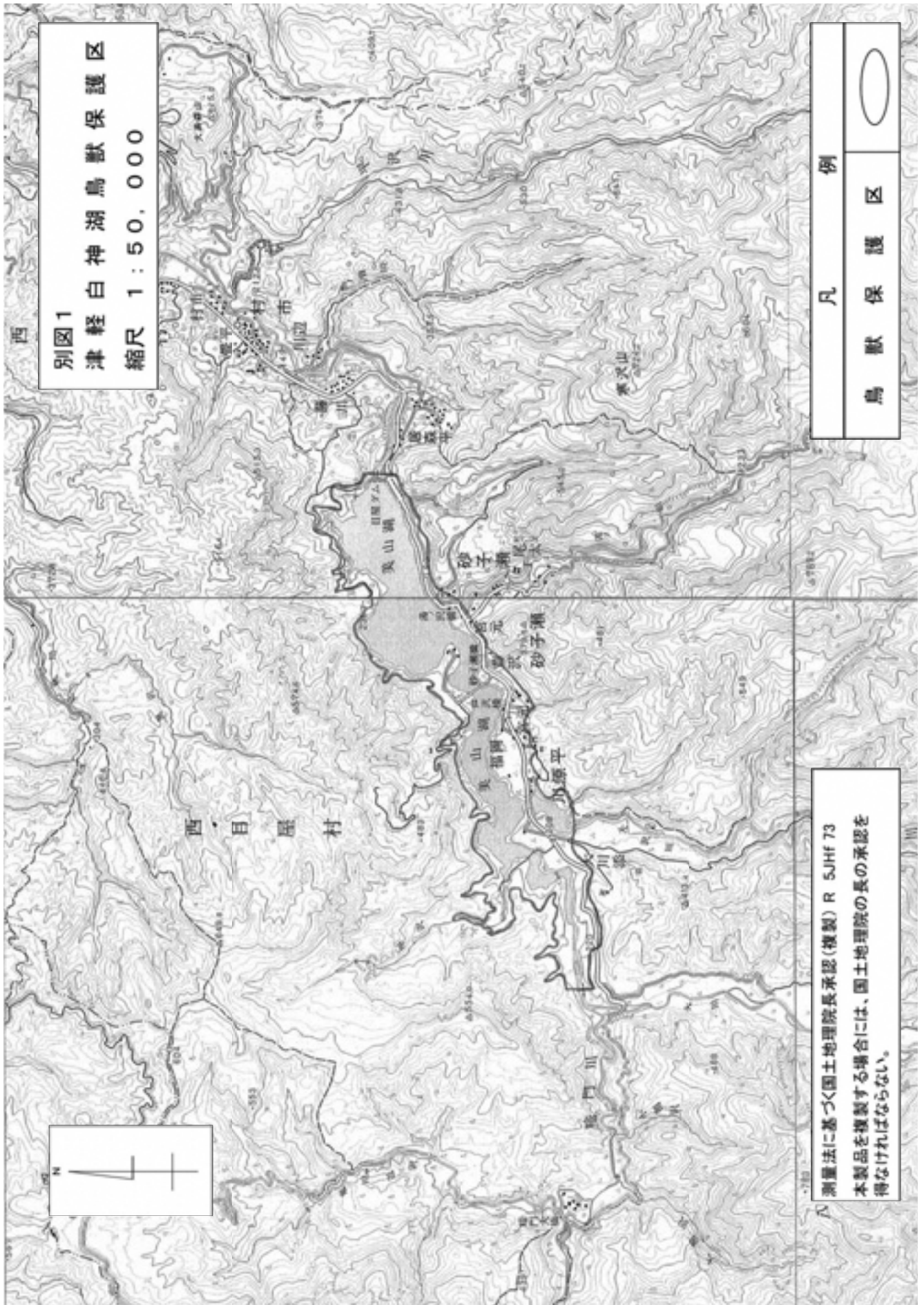
津軽白神湖鳥獣保護区は、西目屋村の中央部に位置する津軽ダムの貯水区域である。カモ類、アカゲラ、カケスを始めとする多様な鳥獣類が生息しており、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠB類に分類されるイヌワシ、クマタカのほか、青森県レッドデータブックで重要希少野生生物に分類されるミサゴ、アカシヨウビ、希少野生生物に分類されるカムムリカイツブリ、アオバト、ヤマセミ、オオアカゲラなども見ることができる。

当該区域周辺には、津軽ダムパークのほか、白神が故郷橋パーク、津軽白神湖パーク、美山湖パークの四つの公園が整備され、カヌーやボート、水陸両用バスでの湖上ツアーなどを通して、県民が身近に鳥獣に触れ合える貴重な場となっている。

このため、当該区域を身近な鳥獣生息地として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

五 縦覧場所

青森県環境生活部自然保護課及び中南地域県民局地域農林水産部林業振興課



別図1
津軽白神湖鳥獣保護区
縮尺 1:50,000

例
鳥獣保護区

測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 5JHf 73
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(発行人・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭